

国内における移動制限に関する基準について

令和2年8月4日制定

令和2年10月6日改訂

富山大学新型コロナウイルス危機対策本部では、学生及び教職員など本学構成員に対して「新型コロナウイルスに関する対応について」において感染予防対策を始め、教育、研究等への活動制限を実施してきました。取り分け学生・教職員の国内移動については、出張等の自粛要請（3月25日）、また国の緊急事態宣言を踏まえた対象地域への移動禁止措置（4月7日）を緊急事態宣言の解除が行われるまで実施したところです。

7月に入り、首都圏を中心に感染者数の増加傾向が見られ、7月下旬には、この増加傾向が中京地区、関西地区、九州地区を始め全国的に増加・拡大しています。

このような状況から、学生・教職員の皆さんが出張や旅行などの国内移動に関して、全国的な感染状況がわかるよう新型コロナウイルス感染症の警戒地域を示し、これに基づき行動していただくよう基準を定めました。

今後はこの基準により移動制限を行うこととします。

この基準は、1週間単位で各都道府県における新型コロナウイルスの感染者数を集計し、1日平均感染者数と1週間の人口10万人当たりの感染者数を都道府県別に直近の日曜日から土曜日までのデータを基に次の月曜日に表示します。（月曜日が祝日の場合はその翌日、それ以降も同じ。）

- ① 各都道府県の1日平均感染者数を示し、この数値が10人以上となると警戒地域として表示します。
- ② 各都道府県の1週間の人口10万人当たりの感染者数を示し、この数値が2.5人以上となると警戒地域として表示します。

- 上記 ①、②の両方の数値が基準値を超えれば、高度警戒地域とします。
また、上記 ①、②の一方の数値が基準値を超えれば、警戒地域とします。
- 学生・教職員（附属病院職員及び医療実習生等関係者を除く）の出張・旅行等について、感染防止対策（検温、マスクの着用、こまめな手洗い、3密の回避等）を徹底した上で、高度警戒地域／警戒地域への国内移動を可能とします。
 - 1) 高度警戒地域への移動の際、大人数や長時間の飲食、基本的感染防止策が不十分と思われる場所への出入り等、感染リスクを高める行動は絶対に避けてください。また、帰着した後の2週間は、自身の健康観察をより注意深く行ってください。
 - 2) 警戒地域から帰着した後の2週間は、自身の健康観察を注意深く行ってください。
 - 3) 本学へ来学する方は、国内出発地に関係なく、「富山大学における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に沿った感染防止対策を徹底の上、来訪をお願いします。

改訂箇所を朱書き。上記の取り扱いについて、本学に罹患者が出た場合や、地域あるいは全国的な感染拡大が見られた場合は、見直しを行います。